

2025年5月26日

各位

上場会社名マルハニチロ株式会社代表取締役社長池見賢(コード番号 1333 東証プライム)問合せ先責任者経営企画部部長役小林 悦子(TEL. 03-6833-0696)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日(2025年5月26日)開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2025年6月25日開催予定の第81期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

#### (1)商号変更

当社は、2025年3月24日付の「商号変更に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、商号を「Umios 株式会社」へ変更いたします。これに伴い、商号に関する規定の修正等を行うものであります。

なお、本変更につきましては、2026年3月1日にその効力が生じるものとし、その旨の附則を設けるとともに、 当該附則につきましては、当該効力発生日の経過後削除いたします。

#### (2)本店の所在地変更

当社は、次の100年に向けて、企業変革を推進し、人と地球に優しい未来のくらしづくりのための「新たな食」への挑戦を加速するため、東京都港区の「TAKANAWA GATEWAY CITY」へ本社を移転いたします。これに伴い、本店の所在地に関する規定の修正等を行うものであります。

なお、本変更につきましては、2026年に開催される第82期定時株主総会までに開催される取締役会にて決定する本店移転日をもってその効力が生じるものとし、その旨の附則を設けるとともに、当該附則につきましては、当該効力発生日の経過後削除いたします。

また、本社移転の経緯等につきましては、2024年5月31日付の『「TAKANAWA GATEWAY CITY」へ本社を移転』をご覧ください。

## (3)監査等委員会設置会社への移行

当社は、2025年3月24日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、 監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設並び に監査役及び監査等委員会に関する規定の削除等の修正を行うものであります。

#### (ご参考) コーポレート・ガバナンスについて

## <コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方>

当社グループは、さまざまなステークホルダーと公正で良好な関係を構築し、持続的な成長と長期的な視野に立った企業価値の向上をめざします。そのため、意思決定の迅速化を図るとともに、チェック機能の強化を図り、経営の健全性、透明性、効率性を確保することを重要な課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの強化に取組みます。

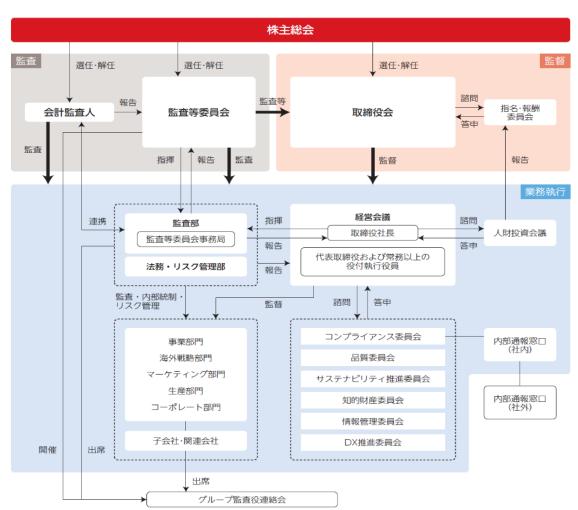
## <過去の取組みの推移>

	2014年度~2017年度	2018年度~2021年度	2022年度~2024年度	
	2014 純粋持株会社から事業持株会社へ移行			
グループガバナンス	2014 グループ理念浸透活動の開始			
	2015 コーポレート・ガバナンス・ガイドライン制定(以降、8回改訂)			
	2016 取締役の役付を廃止			
業務執行と 経営・監督の分離	2016 取締役会実効性評価を開始			
	2018 指名・報酬委員会設置			
	2019 女性社外取締役選任 →2023 1名増員			
			2023 外国籍社外取締役選任	
報酬制度	2016 業績連動	放射導入 2	2022 中期業績連動型株式報酬導入	
リスクマネジメント	2014 リスク管理統括部(現在の法務・リスク管理部)新設			
	2015 グループリスクマ	マネジメント基本計画策定開始		

#### <目指す姿>

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方に基づき、取締役会の監督機能を強化し、モニタリングボードとするとともに、審議の充実と監督の独立性を高め、経営会議への権限移譲と迅速な意思決定による環境変化への対応力強化、及び持続的な企業価値の向上を目指します。

本定時株主総会後のコーポレート・ガバナンス体制 (予定)



## (4)取締役の員数の上限設定

当社は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、経営体制の適正化並びに意思決定の迅速化を目的として、取締役の員数を 15 名以内(うち、監査等委員である取締役を5 名以内)にすることといたします。これに伴い、取締役の員数に関する規定の修正等を行うものであります。

## (5)責任限定契約の締結対象者の拡大

当社は、社外取締役のほか、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することによって、 その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、責任限定契約の締結対象者を拡大いたします。これ に伴い、取締役の責任免除に関する規定の修正等を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2025年6月25日(予定)

定款変更の効力発生日

2025年6月25日(予定)

なお、商号変更及び本店所在地の変更の効力発生日は、「1.変更の理由」内(1)、(2)にそれぞれ記載のとおりです。

以 上

## 【ご参考】

・商号の変更に関するお知らせ

https://www.maruha-nichiro.co.jp/corporate/news\_center/news\_topics/20250324\_jp\_MN\_Notice\_1.pdf

・「TAKANAWA GATEWAY CITY」へ本社を移転

https://www.maruha-nichiro.co.jp/corporate/news\_center/news\_topics/2024/05/31.html

・監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ

https://www.maruha-nichiro.co.jp/corporate/news\_center/news\_topics/20250324\_jp\_MN\_Notice\_3.pdf

# 定款変更の内容 (新旧対照表)

(下線は変更部分)

現行定款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当会社は、 <u>マルハニチロ株式会社</u> と称し、 英文では <u>Maruha Nichiro Corporation</u> と表 示する。	(商号) 第1条 当会社は、 <u>Umios株式会社</u> と称し、 英文では <u>Umios Corporation</u> と表示する。
(目的) 第2条(条文省略)	(目的) 第2条(現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都 <u>江東区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。
<ul> <li>(機関)</li> <li>第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</li> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ul>	(機関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 (削除) 3. 会計監査人
(公告方法) 第5条(条文省略)	(公告方法) 第5条(現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条~第11条(条文省略)	第6条〜第11条(現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条~第17条(条文省略)	第12条〜第17条(現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会

現	行	定	款

(員数)

第18条 当会社の取締役の員数は、<u>3名以上</u>と する。

(新設)

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② (条文省略)
- ③ (条文省略)

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって代表取 締役を選定する。
- ② 取締役会は、その決議によって取締役社長 1名を定めることとし、他に取締役会長1 名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長) 第22条(条文省略) 変更案

(員数)

- 第18条 当会社の取締役の員数は、<u>15名以内</u>と する。
- ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、株主総会<u>の決議</u>において<u>、</u> 監査等委員である取締役とそれ以外の取 締役とを区別して選任する。
- ② (現行どおり)
- ③ (現行どおり)

(任期)

- 第20条 取締役 (監査等委員である取締役を除 く。) の任期は、選任後1年以内に終了す る事業年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の終結の時までとする。
- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2年以内に終了する事業年度のうち最終 のものに関する定時株主総会の終結の時 までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等 委員である取締役の任期は、退任した監査 等委員である取締役の任期の満了する時 までとする。
- ④ 会社法第329条第3項の規定に基づき選任 された補欠の監査等委員である取締役の 選任決議の効力は、当該決議後2年以内に 終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役</u> (監査等委員である取締役を除く。)の中 から代表取締役を選定する。
- ② 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、</u> 取締役社長1名を定めることとし、他に取締役会長1名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長) 第22条 (現行どおり)

#### 現行定款

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前 までに各取締役<u>および各監査役</u>に対して 発する。ただし、緊急の必要があるときは、 この期間を短縮することができる。
- ② 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意がある ときは、招集の手続を経ないで取締役会を 開催することができる。

(取締役会の決議の省略) 第24条(条文省略)

(新設)

(取締役会規程)

第<u>25</u>条(条文省略)

(取締役の責任免除)

第26条(条文省略)

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、社外取締役との間に、任務を怠った ことによる損害賠償責任を、法令が規定す る額を限度として限定する契約を締結す ることができる。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第27条 当会社の監査役の員数は、3名以上とする。

(選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

変更案

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前 までに各取締役に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮 することができる。
- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の 手続を経ないで取締役会を開催すること ができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 (現行どおり)

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項 の規定により、取締役会の決議によって、 重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる 事項を除く。)の決定の全部または一部を 取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第26条 (現行どおり)

(取締役の責任免除)

第27条 (現行どおり)

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が規定する額を限度として限定する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(削除)

(削除)

現行定款

変更案

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関す る定時株主総会の終結の時までとする。

(常勤の監査役)

- 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の 監査役を選定する。
- ② 監査役会は、常勤の監査役の中から常任監 査役を選定することができる。

(監査役会の招集通知)

- 第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前 までに各監査役に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮 することができる。
- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集 続を経ないで監査役会を開催することが できる。

(監査役会規程)

第32条 監査役会に関する事項は、法令または | 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令ま 本定款のほか、監査役会において定める監 査役会規程による。

(監査役の責任免除)

- 第33条 当会社は、会社法第426条第1項の規定 により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償 責任を、法令の限度において、取締役会の 決議によって免除することができる。
- ②当会社は、会社法第427条第1項の規定によ り、社外監査役との間に、任務を怠ったこ とによる損害賠償責任を、法令が規定する 額を限度として限定する契約を締結する ことができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第34条(条文省略)

(任期)

第35条(条文省略)

(削除)

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって、 監査等委員の中から、常勤の監査等委員を 選定することができる。

(削除)

(監査等委員会の招集通知)

- 第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3 日前までに各監査等委員に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期 間を短縮することができる。
- の手続を経ないで監査等委員会を開催す ることができる。

(監査等委員会規程)

たは本定款のほか、監査等委員会におい て定める監査等委員会規程による。

(削除)

第6章 会計監査人

(選任方法)

第31条 (現行どおり)

(任期)

第<u>32</u>条(現行どおり)

現行定款	変更案
第7章 計 算	第7章 計算
(事業年度)	(事業年度)
第36条(条文省略)	第33条(現行どおり)
JA <u></u> JR (JRJC   I-H)	Signal Care y
(剰余金の配当等)	(剰余金の配当等)
第 <u>37</u> 条(条文省略)	第 <u>34</u> 条(現行どおり)
(中間配当)	(中間配当)
第 <u>38</u> 条(条文省略) 	第 <u>35</u> 条(現行どおり)
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第39条(条文省略)	第36条(現行どおり)
(新設)	附 則
	_(商号変更の時期)
	第1条 定款第1条の変更は、2026年3月1日
	に効力が生じるものとする。
	② 本条は、定款第1条の変更の効力発生日経
	過後にこれを削除するものとし、当該削除 に伴い、次条以下の条数を繰り上げる。
	に住い、伏木以下の木数を採り上げる。
	(本店の所在地)
	第2条 定款第3条の変更は、2026年に開催さ
	れる第82期定時株主総会までに開催され
	る取締役会で決定する本店移転日に効力
	が生じるものとする。
	② 本条は、定款第3条の変更の効力発生日経
	過後にこれを削除するものとし、当該削除 に伴い、次条以下の条数を繰り上げる。
	でけて、以本め「の未数を採り上げる。
	   (監査役の責任免除に関する経過措置)
	第3条 2025年6月25日開催の第81期定時株主
	総会終結前の監査役(監査役であった者を
	含む。)の行為に関する会社法第423条第1
	項の責任の取締役会決議による免除につい
	ては、同定時株主総会の決議による変更前の宗教第23条に完めるようである。
	の定款第33条に定めるところによる。 ② 2025年6月25日開催の第81期定時株主総
	会終結前の社外監査役(社外監査役であ
	った者を含む。)の行為に関する会社法第
	423条第1項の責任を限定する契約につい
	ては、同定時株主総会の決議による変更
	前の定款第33条に定めるところによる。
	③ 本条は、第81期定時株主総会終結の時から
	10年を経過した日後にこれを削除する。